

令和 8（2026）年 1 0 月 5 日
契約検査課

工事請負契約書第 2 6 条第 5 項（単品スライド条項）の運用改定の概要

工事請負契約書第 2 6 条第 5 項の「単品スライド条項」について、令和 4（2022）年 6 月 1 7 日の国及び令和 4（2022）年 7 月 7 日の県の運用改定を踏まえ、運用ルールを改定し令和 8 年 1 0 月 5 日から適用することとした。

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、工事請負契約書第 2 6 条第 5 項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったとき、請負代金の変更を請求できる措置。

2. 請負代金額の変更の考え方（工事材料の価格が増加した場合※）

受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、工事材料の価格増加分のうち、対象工事費の 1 %を超える額を発注者が負担する。

※工事材料の価格が減少した場合は、対象工事費の 1 %を超える減額分を発注者が受注者に請求することになる。

3. 運用ルールの改定のポイント

《これまでの運用ルール》

工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

《新たな運用ルール》

- 1) 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 2) 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。